

## 台湾における 画像意匠の保護制度

理律法律事務所  
Lee and Li, Attorneys-at-Law  
(台湾法律事務所)



郭家佑  
弁理士  
シニア顧問



鄭明哲  
弁理士

理律法律事務所は1965年に台湾において創設された総合法律事務所であり、台湾において最大規模を誇る法律事務所である。郭弁理士は、機械・装置分野の特許・意匠出願を専門とし、特許の検索、特許の有効性評価、特許紛争など知的財産権の分野に熟知している。多くの日系著名な企業の弁護を担当し成功を収めた実績がある。現在シニア顧問として活躍している。鄭弁理士は、機械・装置分野の特許・意匠出願を専門とし、特許の検索、特許の有効性評価、特許紛争など知的財産権の分野の多くの案件に携わってきた。

### 【概要】

台湾における画像意匠の制度は、2013年1月1日に施行された改正専利法（特許法、実用新案法および意匠法を含む）で初めて導入された。同法第121条2項の「物品に応用されるコンピューターアイコン（Icons）およびグラフィカルユーザインターフェイス（Graphical User Interface：GUI）も本法により意匠登録出願をすることができる」との規定により、電子機器やコンピューター、通信機器などの使用と操作に用いられるコンピューターアイコンまたはグラフィカルユーザインターフェイスの意匠の登録出願、すなわち「画像意匠登録出願」をすることが可能となった。以下に、台湾における画像意匠の意匠登録出願について簡単に説明する。

### 【詳細】

#### 1. 出願可能な対象

コンピューターアイコンおよびグラフィカルユーザインターフェイスとは、さまざまな電子製品により生成され、それらの製品の表示部に表示されるバーチャル図形によるインターフェイスである。すなわち、画像意匠とは、表示装置を通して一時的に存在する「模様」または「模様と色彩の結合」に係る外観的な創作であり、かつ、物品に応用されるものである。通常、コンピューターアイコンおよびグラフィカルユーザインターフェイスは、各種の電子製品に応用され、それらの表示部に

表示されるため、物品のスクリーン、モニターまたは表示パネルを通して表示できるのであれば、「物品に応用される」という規定を満たすことができ、応用される電子製品の種類に応じて個別に出願しなくてもよいとされている。（専利審査基準第三篇第九章の1.1）。

意匠審査基準には、画像意匠は物品にあらかじめ記録されなければならないという要件はなく、後からいずれかの段階で物品に記録される画像についても、画像意匠として出願することが可能である。また、外部からの信号等による画像は意匠を構成しないという規定もないため、テレビ番組の画像やウェブサイトの画像、ゲームの画像などについても画像意匠登録を出願することが可能である。

## 2. 出願書類の作成原則

画像意匠登録の出願書類は、一般の意匠登録出願と同じく、願書、意匠説明書および図面を含む（専利法第125条）。

意匠説明書には、(1) 意匠の名称、(2) 物品の用途、(3) 意匠の説明の順に、それぞれの内容に標題を付けて記載しなければならない。ただし、物品の用途または意匠の説明が既に意匠の名称または図面に明確に表されている場合は、記載しなくてもよい（専利法施行規則第50条）。

以下に、画像意匠の説明書および図面の作成原則について説明する。

### (1) 意匠の名称

画像を含む意匠の意匠登録出願に係る「意匠の名称」は、画像が適用された物品が明確となるように、例えば「洗濯機のコンピューターアイコン」や、「カメラのグラフィカルユーザインターフェース」のように記載しなければならないが、応用される物品を特定せず、例えば「スクリーンのコンピューターアイコン」や、「表示パネルのグラフィカルユーザインターフェース」といった名称も認められるので、これにより、幅広い種類の物品をカバーすることが可能となる（専利審査基準第三篇第九章の2.1.1）。意匠登録を受けようとする内容に、画像意匠およびそれが応用される物品（または物品の部分）が同時に含まれている場合は、「意匠の名称」

の欄に、例えば「コンピューターアイコンを具えるスマートフォン」のように記載しなければならない（専利審査基準第三篇第九章の 2.1.1）。

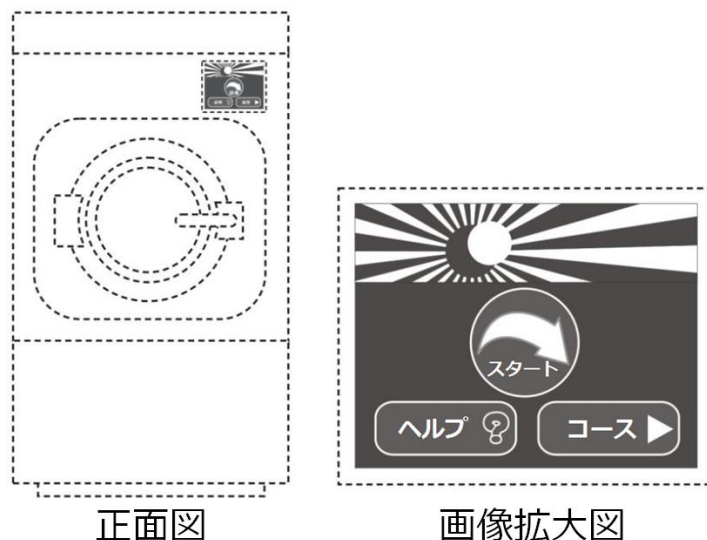
## (2) 物品の用途

画像意匠が応用される物品の用途または機能等について補助的な説明を記載する。ただし、その物品がスクリーン、モニターまたは表示パネルである場合は、その物品の用途または機能についての説明を省略することができる（専利審査基準第三篇第九章の 2.1.2）。

## (3) 意匠の説明および図面

### (3-1) 意匠の説明の記載と図面の開示方法

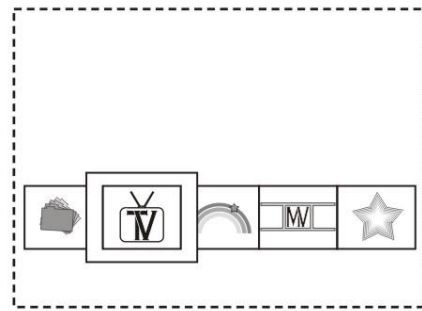
「意匠の説明」では、コンピューターアイコンおよびグラフィカルユーザーインターフェースの意匠の特徴について説明することができる（専利審査基準第三篇第九章の 2.1.3）。画像意匠の「意匠登録を受けようとする部分」は、通常、スクリーン、モニターまたは表示パネルに表示される平面的な図形であるので、部分意匠の開示方法に基づいて、画像の部分で「意匠登録を受けようとする部分」として表すと同時に、物品の正面図または平面図のみで表し、その他の図を省略することができる（専利審査基準第三篇第九章の 2.2.1）。また、下図のように、画像意匠の部分を拡大した図面を補助図面として、記載することができる（専利審査基準第三篇第九章の 2.2.1）。



画像意匠の出願に係る図面は、下図の例1と例2のように、部分意匠の開示方法に基づいて、画像を破線で囲むことで「意匠登録を受けようとする部分」を表し、応用される物品は表示しないことも可能である（専利審査基準第三篇第九章の2.2.2）。この場合、「意匠登録を受けようとする部分」は、その画像と、「意匠登録を受けようとしな



例1

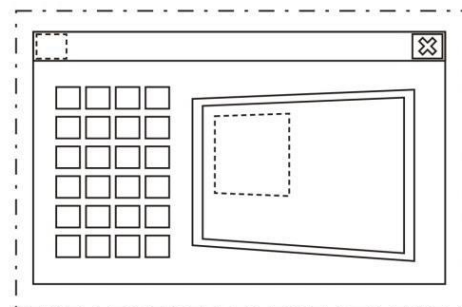


例2

また、「意匠登録を受けようとしな



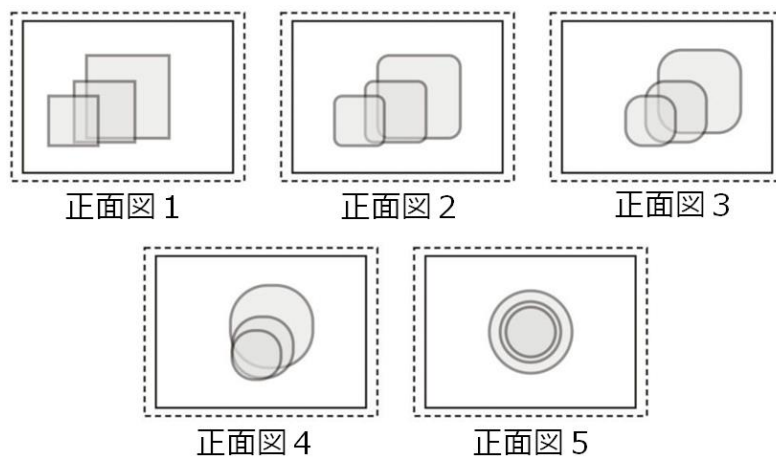
例3



例4

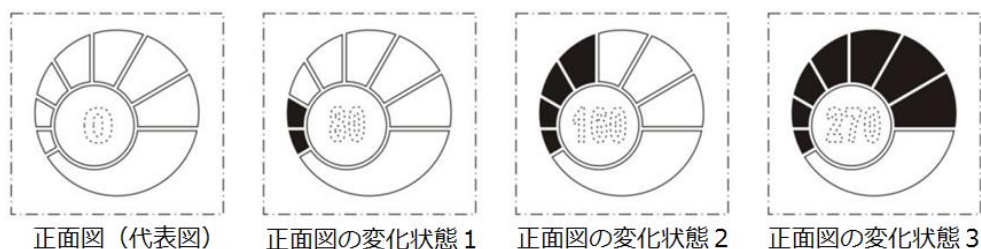
## (3-2) 変化する画像の場合

外観が変化する画像意匠の場合、変化前後または重要な変化過程における 2 以上の図面で、画像意匠を表現しなければならない（専利審査基準第三篇第九章の 2.2.1）。この場合、意匠の説明において、これらの図面の変化の順序を記載しなければならない。例えば、下図の例 5 に示されるように、外観が順次連続的な変化を生じる画像意匠の場合、「本願意匠は、正面図 1 から正面図 5 の順に、外観が連続的に変化する」という内容を意匠の説明に記載する（専利審査基準第三篇第九章の 2.1.3）。



例 5

また、下図の例 6 のように外観が複数に変化する画像意匠の場合、「本願意匠は、正面図から、正面図の変化状態 1 ないし正面図の変化状態 3 のいずれかに変化することができる、複数の外観に変化可能な画像意匠である」という内容を意匠の説明に記載する（専利審査基準第三篇第九章の 2.1.3）。



例 6



上記例5と例6の場合、類否を判断する際は、開示された外観の全ての変化および順番をもって判断する（専利審査基準第三篇第九章の3.2.2）。

### 3. 画像意匠の類否判断

画像意匠権の侵害にあたるかどうか画像意匠の類否を判断する際には、①画像意匠権に係る物品と被疑侵害品を対比し、同一または類似であるか、および②画像意匠の外観と被疑侵害品の画像意匠の外観を対比し、同一または類似であるかの2点について判断する。①、②ともに該当する場合、二つの意匠は同一または類似であると判断する。なお、対比する二つの意匠の画像に係る機能の類否については考慮されないため、画像意匠権が有する一般的に想定できない機能が、意匠説明書に記載されていないにもかかわらず、被疑侵害品の画像意匠と外観が同一または類似でかつ実施された物品が同一または類似であれば、被疑侵害品の実施を排除することが可能であると考えられる。

また、画像意匠の名称を上記2.(1)で説明したような「スクリーンのコンピューターアイコン」や「表示パネルのグラフィカルユーザインターフェース」のようにするとともに、上記2.(3)で説明したように、例1と例2のように画像を破線で囲み「意匠登録を受けようとする部分」として表し、応用される物品を表示しないようにすれば、物品の種類が特定されないため、対比される被疑侵害品が異なる種類のスクリーンや表示パネル搭載物品であっても、上記①の画像意匠権に係る物品と被疑侵害品は同一または類似の物品であると判断される（台湾智慧財産局が2016年に改訂した専利侵害判断要点第二篇第二章の1.5.2.1）。

### 4. おわりに

以上のように、台湾の画像意匠制度では、①意匠の名称で物品を特定せず、「スクリーンのコンピューターアイコン」のような名称にすることにより、より広い権利範囲の画像意匠権を取得することが可能である、②電子計算機に係る画像意匠の機能を指定する必要はない、③類否の判断は、対比される二つの意匠に係る物品が同一または類似であるか、および両意匠の外観が同一または類似であるかについて判断され、画像の機能が同一または類似であるかについては考慮されない等の面で、

より柔軟な規制となっており、権利者にとって活用しやすい制度となっている。スマート化・自動化がますます進み、IT 技術、IT 製品が目まぐるしく進化、多様化する現代においては、積極的に活用し、台湾で展開する自社製品やサービスの幅広い保護を図ることが好ましい。

(編集協力：日本国際知的財産保護協会)